

県産材消費拡大支援事業

～事業案内パンフレット～

建築会社の皆様が県産材を利用する取組を支援します！

おすすめPoint!

- ☑ 県産材を利用した木造建築物全てが対象になります！
- ☑ 県産材の利用量や棟数に下限も上限もありません！
- ☑ 建築場所は県内外問いません！
- ☑ 他の補助事業との併用ができます！
- ☑ 手間になる申請は当方でサポートします！

※県産材とは、合法的な手続を経て県内において伐採された丸太を県内において製材した木材です。
※詳細については、必ず「県産材消費拡大支援事業実施要領」を参照してください。



この事業は、
ひろしまの森づくり
県民税を
活用しています

【問い合わせ先】お気軽にご相談ください！
広島県農林水産局林業課 木材産業グループ
Tel 082-513-3688
Mail nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp

1 補助事業の目的

広島県の人工林に立ち並ぶスギ・ヒノキの多くは、戦後に植樹されたもので、大切な資源として育てられてきました。

そして現在、それらの樹木は利用期を迎えています。森林は山の景観を美しくし、私たちの生活に大切な水源を保護してくれるだけでなく、山から切り出して建材などとして利用すれば都市内に炭素を蓄えることができ、新しく植樹された苗は空気中の二酸化炭素を吸収しながら成長し、次の世代が利用できる資源としてつながっていきます。

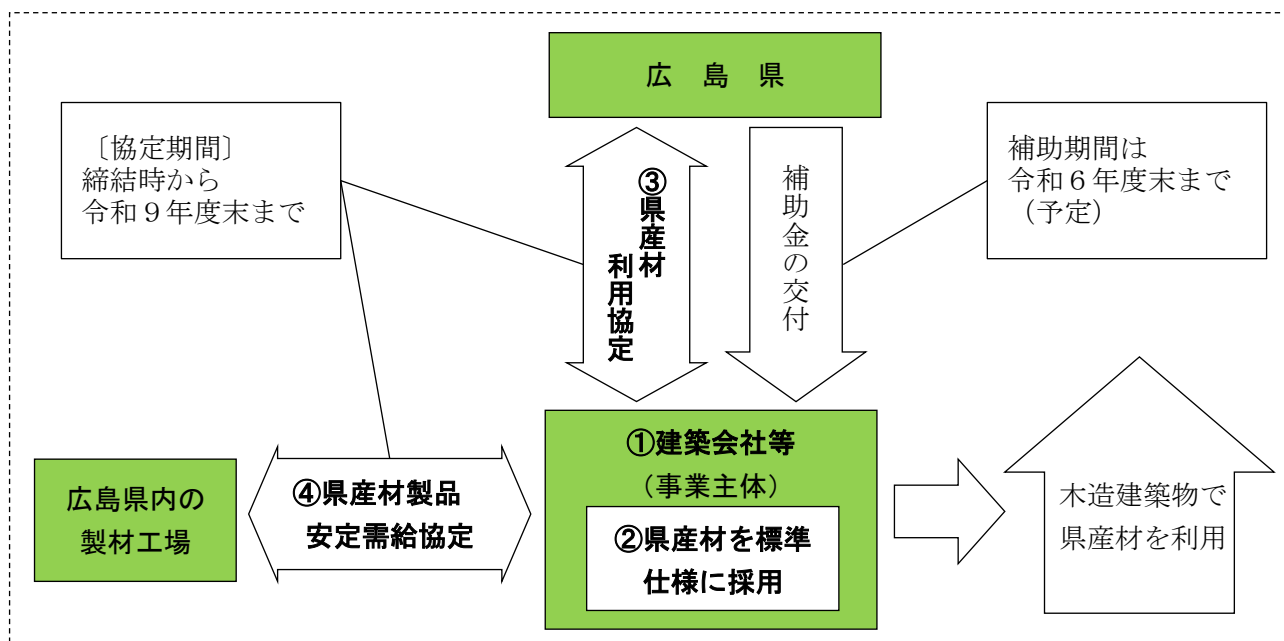
当事業は森林が持つこれらの特性を生かすため、建築分野での県産材利用を促進し、県産材の供給体制の構築及び森林整備を促進することを目的としています。



2 補助を受けるための条件

次の4つの条件を満たすことで補助事業をご利用いただけます。

- ① 建築工事業又は大工工事業の許可、建築士事務所登録、宅地建物取引業免許のいずれかを受けていること。
- ② 県産材を木造建築物の主要構造部材に利用することを標準仕様とすること。
- ③ 広島県と「広島県産材利用に関する協定」を締結すること。
- ④ 広島県内の製材工場と「広島県産材製品安定需給に関する協定」を締結すること。



3 補助内容

交付決定～令和7年3月31日までに利用した県産材利用量に補助単価3,300円/㎡を乗じた額の補助金を交付します。

補助金額 = 1年間の県産材利用量 (㎡) × 3,300円/㎡
補助対象になる木材は次の表のとおりです。

部材		補助対象の条件	樹種
【主要構造部材】 梁桁、柱、土台	県内製材工場から供給できる製品	協定締結先の県内製材工場において製材された県産材であること	スギ製品 ヒノキ製品
	県内製材工場から供給できない製品	県産の丸太から製材された製品であること	
【羽柄材】 垂木、間柱、筋違、根太、その他			
【内装材】 床材、腰板、造付け家具、その他			

〔県内製材工場から供給できる製品を、

協定を締結していない県内製材工場または県外製材工場から供給した場合〕

協定を締結している県内製材工場から供給された県産材の利用量（主要構造部材＋羽柄材＋内装材）の25%に相当する材積を上限に補助対象とします。

4 補助金の算出例

〇〇会社とのみ協定を締結して事業に取り組んだ場合の算出例です。

部材	供給した製材工場	1年間の県産材利用量	補助対象の判断	補助対象材積
主要構造部材	〇〇会社	<u>100.00</u> ㎡	すべて補助対象	100.00 ㎡
	△△会社	50.00 ㎡ (県内製材工場から供給できる製品)	<u>140</u> ㎡の25%に相当する材積まで対象	35.00 ㎡
羽柄材	〇〇会社	<u>40.00</u> ㎡	すべて補助対象 (羽柄材、内装材は協定を必要としないため)	40.00 ㎡
	△△会社	10.00 ㎡		10.00 ㎡
内装材	□□会社	10.00 ㎡		10.00 ㎡
合計		210.00 ㎡		195.00 ㎡

補助金額 : 3,300円/㎡ × 195.00 ㎡ = 643,500円

5 事業の流れ

